## 全国515商工会議所・126万事業者の力で要望が数多く実現 🕺

各地商工会議所 日本商工会議所

## 速報

# 令和7年度 税制改正のポイント



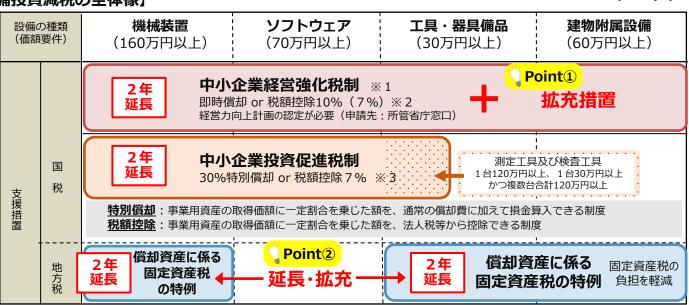
日商「税制改正 特設サイト」

※本チラシは2024年12月20日公表の与党税制改正大綱に基づいて作成しています。

## I. 中小企業の「稼ぐ力」の強化に向けた税制

○ 中小企業向け設備投資減税の延長・拡充

#### 【設備投資減税の全体像】



※1:現行措置は類型の整理(一部廃止)と要件(指標)の見直しを行う ※2:資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7% ※3:資本金3,000万円超の中小企業者等は特別償却のみ選択可能

#### Point① 中小企業経営強化税制の拡充措置

⇒売上100億円を目指す企業に対して<u>「**建物」を対象に加えた措置を拡充!**</u>

## 【概要】対象:工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う建物及びその附属設備

#### 要件

- ・投資利益率が年平均7%以上
- ・売上100億円を目指すロードマップの作成
- ・売上高成長率年平均10%以上を目指す
- ・前年度売上10~90億円
- ・最低投資額1億円 or 売上5%以上 等

#### 措置の内容:

- ・年度末給与支給総額が前年度末比で、
  - 2.5%以上增加 → 特別償却15% or 税額控除1%
  - 5.0%以上增加 → 特別償却25% or 税額控除 2%

商工会議所の強力な要望により

建物を対象に追加!

(中小企業税制では極めて異例の措置)

#### Point② 償却資産に係る固定資産税の特例の延長・拡充

⇒市区町村の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき一定要件を満たす機械等を導入した場合に固定資産税の負担を軽減する特例が**2年間延長!** 

⇒表明する賃上げ率に応じて**最大1/4に軽減!** 

表明する賃上げ率	軽減後の 課税標準	軽減を 受けられる期間
3.0%以上	1/4	<u>5年間</u>
1.5%以上	1/2	3年間



固定資産税は市区町村の基幹税。 コロナが収束したことも踏まえ、 軽減措置は不要である

商工会議所の強力な要望により 軽減割合を拡充したうえで延長

